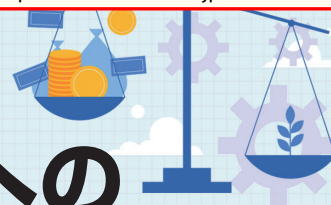


今後は拡がる可能性も、納税者は慎重な判断が必要



取締役による同族会社への 無利息貸付けで行為計算否認

同族会社の代表取締役等が、会社の運営資金として低利もしくは無利息で同族会社に貸付けることは今でも実際に行われているところだ。ただ、令和6年以降、同族会社に対する無利息等による貸付けに対し、課税当局が同族会社の行為計算否認規定（所法157条1項）を適用して当該取引を否認し、国税不服審判所の裁決事例でもこれを追認する事例が散見されている。審判所が9月30日に公表した裁決事例では、同族会社の取締役が無利息でおよそ23億円を貸し付けたが、経済的合理性を欠くものであったとして課税当局の同族会社の行為計算否認規定の適用を認めている（名裁（所）令6第39号）。いわゆるパチンコ平和事件以降も、同族会社の無利息等による貸付けで裁判や裁決で大きく争われた事案がほとんどなかっただけに今後の動向が注目される。



パチンコ平和事件の判決以降も無利息貸付けへの課税処分は拡がらず

同族会社の取締役が同社に無利息貸付けを行い、未発生利息収入に対して課税される事案が発生した。いわゆるパチンコ平和事件と同種の事案である。

同事件は、同族会社の株主でもある代表取締役が同社に3,455億円を無利息で貸し付けたが、課税当局が同族会社の行為計算否認規定を適用し、利息が生じたものと認定し、雑所得の額を約141億円とする更正処分及び過少申告加算税賦課決定を行ったもの。控訴審では、同族会社の行為計算否認規定を認めた上で、原審の認定した利率を修正して確定した（最高裁では、過少申告加算税の賦課決定処分のみ争われ、適法と判断）（最高裁平成16年7月20日第三小法廷判決（集民214号1071頁））。

パチンコ平和事件の判決以前は、個人が同

族会社の支援のために無利息等による貸付けが行われたとしても、その未収入の利息に対する課税は一般的には皆無であっただけに、同事件の判決は実務において大きなインパクトを与えたものとなった。しかし、その後、同族会社に対する無利息等による貸付けに対する課税強化が行われることになったかといえばそうではなく、同種の事案に対して否認し、裁判や裁決で争われた事案はほぼなかったといえる。

最近になって否認事例が散見

パチンコ平和事件に関しては、3,455億円にもものぼる巨額の貸付けであった点などの特殊性を指摘する声もあるが、ここに来て個人が同族会社の支援のために無利息等で貸付けを行った取引を否認する事案が出てきている。